

藤枝市下水道条例の一部を改正する条例

藤枝市下水道条例（昭和60年藤枝市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「市長」を「公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

第 4 条第 2 号中「規則で」を「市長が別に」に改める。

第 7 条の 2 第 3 項第 1 号中「ア、オ及びカ」を「ア、イ、カ及びキ」に改める。

第 7 条の 3 第 1 項第 2 号中「規則で」を「市長が別に」に改め、同項第 4 号ア中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権していない」を「精神の機能の障害により排水設備等の工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない」に改め、同号中カをキとし、イからオまでをウからカまでとし、アの次に次のように加える。

イ 工事業者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合

第 7 条の 3 第 2 項中「前項第 4 号ウ」を「前項第 4 号エ」に、「同号ウ」を「同号エ」に改める。

第 7 条の 4 中「規則で」を「市長が別に」に改める。

第 7 条の 6 の見出しを「(委任)」に改め、同条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

第 1 1 条第 2 項及び第 1 6 条の 2 中「規則で」を「市長が別に」に改める。

第 2 9 条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条、第 4 条、第 7 条の 3 第 1 項第 2 号、第 7 条の 4、第 7 条の 6、第 1 1 条、第 1 6 条の 2 及び第 2 9 条の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。